



第1章

計画策定の趣旨等

- 1 計画の基本理念
- 2 計画策定のための体制
- 3 計画期間、計画の点検及び評価

1 計画の基本理念

(1) 背景

介護保険制度は、平成12年（2000年）にスタートを切り、令和2年（2020年）で20年を迎え、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着・発展してきました。

本町においては、高齢者数は平成28年度をピークに徐々に減少しており、今後も緩やかに減少していく推計ですが、高齢化率は令和2年度で42.2%、令和5年度で43.2%、令和22年度には51.3%に達すると予測されます。

また、令和7年（2025年）には「団塊の世代」全てが75歳以上となるほか、令和22年（2040年）には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となるなど、人口の高齢化が進行し、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題となっています。

さらに、国においては、地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や「支える側」・「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指しています。

これらを踏まえ、これまでの現状等を分析・評価し、「地域包括ケアシステム」の推進を図り、中・長期的な将来も見据えつつ、「第8期美深町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

(2) 基本理念

本計画においては、各種の生きがい・社会参加事業や保健事業による健康の保持増進をはじめ、要介護状態となる前の高齢者に対する地域支援事業、介護予防サービスによる介護予防の取組みを通じて、高齢者が要介護状態にならないよう支援していくことを目指します。

また、要介護状態となっても、希望に応じて適切な在宅サービス等を総合的に提供することにより、出来る限り自宅での自立した生活が送れるよう、必要なサービスの充実や確保を目指します。

第8期計画においてもこれまでの第1期～第7期計画における基本理念を継続し、高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるよう支援します。

(3) 計画の性格、法的な位置付け

① 他計画との関係

令和3年度から令和12年度までの10ヵ年を計画期間とした「美深町第6次総合計画」を上位計画として「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」や「第6期美深町障がい者福祉計画」をはじめとした、他の関連する各種計画と整合・連携を図るものです。

② 法令等の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定するものです。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定するものです。

本計画は、本町における高齢者の福祉・介護施策の推進と介護保険事業の円滑な運営を図るため「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

2 計画策定のための体制

(1) 美深町高齢者保健福祉等計画策定委員会の設置

各関係団体・関係機関等の代表や住民からの公募委員を含む14名の委員をもって、美深町高齢者保健福祉等計画策定委員会を設置し、住民や各関係機関の意見を基に計画を策定しました。

(2) 住民アンケートの実施

厚生労働省指定の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を基に一般高齢者・要支援認定者（450名）と在宅要介護認定者（50名）に対してアンケート調査を実施し、参考資料としました。

(3) 地域ケア会議

町内介護保険事業所等で構成する地域ケア会議において、実務的な視点から本町の各事業の現状と課題等について意見聴取等を行い、本計画書の策定を進めました。

3 計画期間、計画の点検及び評価

(1) 計画の期間

本計画の期間は令和3年度（2021年）から令和5年度（2023年）までの3年間とします。

また、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）の双方を見据えた「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくための計画とします。

(2) 計画の点検及び評価

計画は、美深町介護保険運営協議会において毎年度の介護保険運営状況について点検するほか、PDCAサイクルを活用しながら計画の進捗管理を実行します。

